



もだま通信

No. 10 2009. 2. 1 発行

特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
守山市洲本町55番地
螢の里職員宿舎202号室
TEL・FAX 077(585) 5839



寒中お見舞い申し上げます！

「成年後見センターもだま」も、設立総会から早いもので2年を終えようとしております。昨年4月から実質的な相談業務を開始して、これまでにたくさんの権利擁護相談をいただき、現在、成年後見受任4件、申立て中1件、申立て準備中1件になっております。

もだまとしては、障がい者の権利擁護を主に考えておりますが、現状では高齢者の相談が多くなっています。これは、単に高齢者の絶対数が多いということだけではないようです。

地域で暮らす障がい者の場合、親御さんと一緒に暮らしている方を多く見受けます。親御さんの立場からすると「20歳を過ぎたら法律上親権がなくなるから・・・」と言われても、中々「はい、そうですか」とはならないでしょう。「自分が元気でいるのに、何で成年後見なんだ」と思われるのももどかしいと思います。こうした現状を考えると、もだまの事業の一つの柱である「啓発事業」が非常に重要な意味を持ってくると考えています。

今年度は、これまでに「成年後見とは何か、なぜ必要なのか」という基本的なテーマで、2回の講演会やシンポジウムを開催してまいりました。前回は、会場定員一杯の100名の参加がありました。次回、2月28日にはご案内のように、我々の地元の圏域から飛び出し開催することとなりました。これからも、「相談と啓発」の両輪で頑張っていきたいと思っております。



シンポジウムのお知らせ

もだま同様に、地域で権利擁護支援活動をされている「東近江あんしんネットワーク」さんとの共同で開催します。是非ご参加ください。

成年後見とは何か、なぜ必要なのか

日時：平成21年2月28日（土）

13:30～16:30

場所：近江八幡市勤労福祉センター
(アクティ近江八幡 多目的ホール)

講師・司会：伊藤一郎

佐藤伸隆氏（滋賀短期大学講師）

シンポジスト

北川博司氏（近江八幡市職員）

山下淳子氏（東近江市社会福祉協議会職員）

瀧 雅美氏（家族）

嶋川敏之氏（司法書士）

啓発ポスターを作成しました



各施設や事業所に掲示をお願いしています
が、会員の皆様方もご協力お願いします。

Q&A コーナー

昨年開催しました講演会＆シンポジウムの参加者からお寄せいただきましたご質問にお応えするコーナーです。今回は、「障がい者手帳がなくても成年後見制度の利用が可能か?」というご質問です。



Q: 療育手帳がなくても後見人をたてることは可能でしょうか?発達障がいがありますが、現在のところ療育手帳の取得はできません。しかし、自己決定については難しい面もあります。将来、一般就労するということは、行動範囲も広く収入も得ることになり、それだけ危険な目に遭う場合があるので心配です。

A: 成年後見制度（法定後見制度）は、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無、また障がいの種類（知的障がいか発達障がいか）にこだわらず、①実際に判断能力が不十分な状態であるかどうか、②それによって財産管理や契約などを行うことができないかが、利用の可否を決める重要な要素になります。したがって、手帳の交付を受けていなくても、現に判断能力が不十分で、生活に支障があれば申立てを行うことができます。

もっとも、軽度の障がいで、今は自分自身のことを一人で行うことができるが、将来、社会関係が広がった時のことを考えると不安だという場合は、（その将来がすぐ先の現実的なことなのか、かなり先の漠然としたことなのかにもよりますが）実際に困ったことが生じた時や、その可能性が具体的に予想されるようになった時点で法定後見制度（補助）の申立てを行うか、場合によっては任意後見制度を活用して、将来に備えあらかじめ支援内容を決めておくこともできるのではないでしょうか。



後見活動日誌

昨年末、被後見人のHさんの訪問に行ってきました。実はこの方は、以前余暇支援でかかわったことのある方でした。もう7、8年前になるでしょうか。Hさんは私のことは忘れていましたが・・・。

今回は、Hさんが利用しているグループホームを運営している法人のクリスマス会にお邪魔しました。体育館と聞いていたのですが、なんのなんの緞帳や照明設備まである立派な舞台でした。そこで、地域の方の和太鼓演奏や職員の方のプロ顔負け?の演技による出し物が続きました。Hさんは私と話をしながらも、これらの余興をとても楽しんでおられました。こんな楽しい訪問ならいつでも大歓迎です。

もだま運営委員K.A

